



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名 小野薬品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 相 良 晓
(コード番号 4528 東証第一部)
問 合 せ 先 広報部長 谷 幸 雄
TEL (06) 6263-5670 (代表)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

小野薬品工業株式会社（本社：大阪市中央区、代表取締役社長：相良 晓、以下「当社」）は、本日開催の取締役会において、会社法第 361 条の規定に基づき、当社取締役（社外取締役を除く。）に対するストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額および具体的な内容の決定について承認を求める議案を、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会に下記の内容にて付議することを決議しましたのでお知らせいたします。

記

1. 議案提案の理由

取締役の報酬等の額については、平成 19 年 6 月 28 日開催の第 59 回定時株主総会において年額 4 億 5 千万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）としてご決議をいただき今日に至っておりますが、当社取締役の長期的な企業価値向上への動機づけをより明確にし、株主の皆様と利益意識を共有するため、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、当社取締役（社外取締役を除く。）に対してストックオプションとして割り当てる以下の内容の新株予約権の払込金額に充当するために、当該新株予約権の払込金額と同額の金銭報酬を年額 1 億円以内で支給することにつきご承認をお願いするものであります。

当該新株予約権の払込金額は下記（2）のとおり公正価額とし、当該新株予約権については、当該払込金額の払込に代えて、本議案に基づく当該新株予約権の払込金額に充当するための取締役の当社に対する報酬債権をもって相殺する方法により、払い込みがなされることを予定しております。

なお、取締役の員数は、本株主総会に付議する「取締役 7 名選任の件」が原案どおり承認可決されると 7 名（うち社外取締役 2 名）となります。

2. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の総数ならびに目的である株式の種類および数

① 新株予約権の総数

各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に割り当てる新株予約権の上限個数は 150 個とする。

② 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権 1 個当たりの目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は 100 株とする。

ただし、当社が普通株式につき、株式分割（当社普通株式の無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合等を行うことにより、付与株式数の変更をすることが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

また、当社が合併または会社分割等を行うことにより、付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で付与株式数の調整を行うことができる。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

(2) 新株予約権の払込金額

新株予約権1個当たりの払込金額は、新株予約権の割当てに際してブラック・ショールズ・モデル等の公正な算定方法により算定された新株予約権の公正価値を基準として当社取締役会において定める額とする。

(3) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

(4) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から40年以内の範囲で、当社取締役会において定める期間とする。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、当社取締役の地位を喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができるものとする。その他の新株予約権の行使の条件については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

(7) その他の新株予約権の内容

新株予約権に関するその他の内容については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定めるものとする。

以上

(ご参考)

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の新株予約権と同様の新株予約権を、当社の執行役員に対し、発行する予定であります。